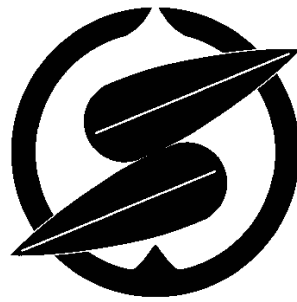


第125回丹波篠山市議会2月4日会議

# 議会提出議案



令和7年2月4日

丹波篠山市



## 議案第1号

### 丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年篠山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第2号

### 丹波篠山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市職員の給与に関する条例（平成11年篠山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の68.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第7条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	

54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,400			
95		299,700	347,800	386,700			
96		300,100	348,200	387,000			
97		300,300	348,400	387,300			
98		300,600	348,800	387,600			
99		301,000	349,200	387,900			
100		301,400	349,500	388,200			
101		301,600	349,800	388,500			
102		301,900	350,200	388,800			
103		302,200	350,600	389,100			
104		302,500	351,000	389,400			
105		302,700	351,500	389,700			
106		303,000	351,900	390,000			
107		303,300	352,300	390,300			
108		303,600	352,700	390,600			
109		303,800	353,200	390,900			
110		304,200	353,600	391,200			
111		304,600	353,900	391,500			
112		304,900	354,200	391,800			

	113		305,100	354,700	392,100			
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第7条関係)  
医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700
	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100
	19	347,700	414,800	459,000
	20	350,800	416,900	460,900
	21	354,000	419,000	462,300
	22	357,100	420,500	464,100
	23	360,200	422,000	465,900
	24	363,200	423,500	467,700
	25	366,200	424,900	469,500
	26	368,500	426,400	471,300
	27	370,800	427,900	473,100
	28	373,000	429,300	474,900
	29	374,900	430,700	476,700
	30	376,600	432,200	478,500
	31	378,300	433,700	480,300
	32	380,100	435,100	482,100
	33	381,900	436,500	483,900
	34	383,700	438,000	485,800
	35	385,300	439,500	487,700
	36	386,700	440,900	489,600
	37	388,100	442,300	491,500
	38	389,600	443,700	493,200
	39	391,100	445,100	495,000
	40	392,600	446,500	496,800
	41	394,100	447,900	498,400
	42	394,800	449,300	500,200
	43	395,400	450,700	502,000
	44	396,100	452,100	503,600
	45	397,000	453,500	505,000
	46	397,600	454,900	506,700
	47	398,200	456,300	508,500
	48	398,800	457,700	510,200
	49	399,400	459,100	511,700
	50	399,900	460,800	513,000
	51	400,400	462,400	514,300
	52	400,900	464,000	515,600
	53	401,400	465,600	516,600
	54	401,800	466,800	517,900
	55	402,200	468,000	519,200
	56	402,600	469,100	520,500
	57	403,000	470,100	521,500
58	403,400	471,100	522,300	

	59	403,800	472,000	523,100
	60	404,200	472,800	523,900
	61	404,600	473,500	524,800
	62	405,000	474,200	525,600
	63	405,400	474,900	526,400
	64	405,800	475,500	527,100
	65	406,100	476,200	527,900
	66		476,900	528,700
	67		477,500	529,400
	68		478,100	530,300
	69		478,400	531,200
	70		479,000	532,000
	71		479,700	532,900
	72		480,400	533,800
	73		480,800	534,600
	74		481,400	535,500
	75		482,100	536,400
	76		482,800	537,100
	77		483,200	537,900
	78		483,800	538,800
	79		484,400	539,700
	80		484,900	540,600
	81		485,400	541,400
	82		485,900	542,300
	83		486,400	543,200
	84		486,900	544,100
	85		487,300	544,900
	86		487,800	545,800
	87		488,200	546,700
	88		488,700	547,600
	89		489,200	548,400
	90		489,800	
	91		490,400	
	92		490,800	
	93		491,300	
	94		491,900	
	95		492,500	
	96		493,000	
	97		493,500	

備考 この表は療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3(第7条関係)  
看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	207,700	240,600	310,300
	2	209,600	242,800	311,500
	3	211,400	245,000	312,700
	4	213,100	247,200	313,800
	5	214,800	249,400	314,900
	6	216,700	250,400	316,000
	7	218,500	251,300	317,100
	8	220,200	252,200	318,200
	9	221,900	253,100	319,300
	10	223,900	254,300	320,300
	11	225,800	255,400	321,300
	12	227,700	256,300	322,300
	13	229,600	257,100	323,300
	14	231,600	257,800	324,500
	15	233,600	258,500	325,700
	16	235,600	259,400	326,900
	17	240,600	260,500	328,000
	18	242,800	261,600	329,200
	19	245,000	262,700	330,300
	20	247,200	263,800	331,400
	21	249,400	264,900	332,500
	22	250,400	266,000	333,700
	23	251,300	267,100	334,800
	24	252,200	268,200	335,900
	25	253,100	269,200	337,000
	26	254,300	270,300	338,200
	27	255,400	271,400	339,300
	28	256,300	272,400	340,400
	29	257,100	273,400	341,500
	30	257,800	274,100	342,700
	31	258,500	274,800	343,800
	32	259,400	275,500	344,900
	33	260,500	276,200	346,000
	34	261,600	276,800	347,300
	35	262,700	277,300	348,600
	36	263,800	277,800	349,900
	37	264,900	284,800	351,100
	38	266,000	285,300	352,600
	39	267,100	285,800	354,100
	40	268,200	286,300	355,600
	41	269,200	286,800	356,800
	42	270,300	287,300	358,300
	43	271,400	287,800	359,700
	44	272,400	288,300	361,100
	45	273,400	288,800	362,500
	46	274,100	289,300	363,500
	47	274,800	295,200	364,900
	48	275,500	295,800	366,200
	49	276,200	296,400	367,500
	50	276,800	296,900	368,900
	51	277,300	297,400	370,200
	52	277,800	298,000	371,500
	53	283,800	298,600	373,000
	54	284,300	299,100	374,200
	55	284,800	299,600	375,300
	56	285,300	300,200	376,500
	57	285,800	300,800	377,600
58	286,300	301,300	378,500	

59	286,800	301,800	379,500
60	287,300	302,500	380,400
61	294,200	303,200	381,000
62	294,700	303,900	381,800
63	295,200	304,600	382,600
64	295,800	305,500	383,400
65	296,400	306,400	384,100
66	296,900	307,300	384,800
67	297,400	308,100	385,500
68	298,000	309,000	386,100
69	298,600	309,900	386,700
70	299,100	310,800	387,300
71	299,600	311,600	388,000
72	300,200	312,500	388,600
73	300,800	313,400	389,300
74	301,300	314,300	389,800
75	301,800	315,100	390,400
76	302,500	316,200	390,900
77	303,200	317,300	391,300
78	303,900	318,400	391,900
79	304,600	319,500	392,400
80	305,500	320,600	392,700
81	306,400	321,700	393,000
82	307,300	322,800	393,500
83	308,100	323,900	393,900
84	309,000	325,100	394,200
85	309,900	326,200	394,500
86	310,800	327,300	395,000
87	311,600	328,100	395,500
88	312,500	329,200	395,900
89	313,400	330,300	396,200
90	314,300	331,300	396,600
91	315,100	332,300	397,100
92	316,200	333,300	397,500
93	317,300	334,300	397,900
94	318,400	335,300	398,300
95	319,500	336,500	398,700
96	320,600	337,800	399,100
97	321,700	339,000	399,500
98	322,800	340,200	399,900
99	323,900	341,100	400,300
100	325,100	342,300	400,700
101	326,200	343,400	401,100
102	327,300	344,700	401,500
103	328,100	345,700	401,900
104	329,200	346,600	402,300
105	330,300	347,700	402,700
106	331,300	348,900	
107	332,300	350,000	
108	333,300	351,200	
109	334,300	352,400	
110	335,300	353,400	
111	336,500	354,400	
112	337,800	355,400	
113	339,000	356,500	
114	340,200	357,600	
115	341,100	358,400	
116	342,300	359,500	
117	343,400	360,600	
118	344,700	361,600	
119	345,700	362,300	
120	346,600	363,100	
121	347,700	363,900	
122	348,900	364,600	

	123	350,000	365,200	
	124	351,200	365,700	
	125	352,400	366,200	
	126	353,400	366,700	
	127	354,400	367,300	
	128	355,400	367,800	
	129	356,500	368,300	
	130	357,600	368,800	
	131	358,400	369,200	
	132	359,500	369,600	
	133	360,600	370,200	
	134		370,700	
	135		371,000	
	136		371,500	
	137		371,900	
	138		372,200	
	139		372,800	
	140		373,300	
	141		373,800	
	142		374,300	
	143		374,900	
	144		375,400	
	145		375,900	
	146		376,300	
	147		376,900	
	148		377,400	
	149		377,900	
	150		378,400	
	151		379,000	
	152		379,400	
	153		379,900	
	154		380,400	
	155		381,000	
	156		381,600	
	157		382,200	
	158		382,800	
	159		383,400	
	160		384,000	
	161		384,600	
	162		385,200	
	163		385,800	
	164		386,400	
	165		387,000	
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額			円
				239,700

備考 この表は、療養所、診療所等に勤務する看護師長、助産師、看護師に適用する。

第2条 丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第17条第1項第1号中「有料の道路(以下この項及び次項を「有料の道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号」を「次項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同条ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第17条の2第3項中「国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第18条を次のように改める。

(地域手当)

第18条 地域手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 市内で勤務する職員 給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額
- (2) 派遣により国、県等で勤務する職員及びこれに準ずる職員で市長が特に認める職員 給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に準じた割合を乗じて得た額

第25条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を削る。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第29条の2中「から第16条まで」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第7条関係)  
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		

54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,400		
87	256,300	297,400	346,400	386,700		
88	256,600	297,700	346,800	387,000		
89	256,900	298,000	347,000	387,300		
90	257,200	298,300	347,400	387,600		
91	257,500	298,600	347,800	387,900		
92	257,800	299,000	348,200	388,200		
93	258,100	299,200	348,400	388,500		
94		299,400	348,800	388,800		
95		299,700	349,200	389,100		
96		300,100	349,500	389,400		
97		300,300	349,800	389,700		
98		300,600	350,200	390,000		
99		301,000	350,600	390,300		
100		301,400	351,000	390,600		
101		301,600	351,500	390,900		
102		301,900	351,900	391,200		
103		302,200	352,300	391,500		
104		302,500	352,700	391,800		
105		302,700	353,200	392,100		
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				

	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第7条関係)  
医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100
	2	293,700	403,000	457,100
	3	296,000	405,600	459,000
	4	298,200	408,100	460,900
	5	300,300	410,500	462,300
	6	303,800	412,700	464,100
	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100
	12	324,400	423,500	474,900
	13	327,800	424,900	476,700
	14	331,300	426,400	478,500
	15	334,700	427,900	480,300
	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800
	25	366,200	442,300	498,400
	26	368,500	443,700	500,200
	27	370,800	445,100	502,000
	28	373,000	446,500	503,600
	29	374,900	447,900	505,000
	30	376,600	449,300	506,700
	31	378,300	450,700	508,500
	32	380,100	452,100	510,200
	33	381,900	453,500	511,700
	34	383,700	454,900	513,000
	35	385,300	456,300	514,300
	36	386,700	457,700	515,600
	37	388,100	459,100	516,600
	38	389,600	460,800	517,900
	39	391,100	462,400	519,200
	40	392,600	464,000	520,500
	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
	43	395,400	468,000	523,100
	44	396,100	469,100	523,900
	45	397,000	470,100	524,800
	46	397,600	471,100	525,600
	47	398,200	472,000	526,400
	48	398,800	472,800	527,100
	49	399,400	473,500	527,900
	50	399,900	474,200	528,700
	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500	

59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			

備考 この表は療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3(第7条関係)  
看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円
	1	207,700	240,600	319,300
	2	209,600	242,800	320,300
	3	211,400	245,000	321,300
	4	213,100	247,200	322,300
	5	214,800	249,400	323,300
	6	216,700	250,400	324,500
	7	218,500	251,300	325,700
	8	220,200	252,200	326,900
	9	221,900	253,100	328,000
	10	223,900	254,300	329,200
	11	225,800	255,400	330,300
	12	227,700	256,300	331,400
	13	229,600	257,100	332,500
	14	231,600	257,800	333,700
	15	233,600	258,500	334,800
	16	235,600	259,400	335,900
	17	240,600	260,500	337,000
	18	242,800	261,600	338,200
	19	245,000	262,700	339,300
	20	247,200	263,800	340,400
	21	249,400	264,900	341,500
	22	250,400	266,000	342,700
	23	251,300	267,100	343,800
	24	252,200	268,200	344,900
	25	253,100	269,200	346,000
	26	254,300	270,300	347,300
	27	255,400	271,400	348,600
	28	256,300	272,400	349,900
	29	257,100	273,400	351,100
	30	257,800	274,100	352,600
	31	258,500	274,800	354,100
	32	259,400	275,500	355,600
	33	260,500	276,200	356,800
	34	261,600	276,800	358,300
	35	262,700	277,300	359,700
	36	263,800	277,800	361,100
	37	264,900	284,800	362,500
	38	266,000	285,300	363,500
	39	267,100	285,800	364,900
	40	268,200	286,300	366,200
	41	269,200	286,800	367,500
	42	270,300	287,300	368,900
	43	271,400	287,800	370,200
	44	272,400	288,300	371,500
	45	273,400	288,800	373,000
	46	274,100	289,300	374,200
	47	274,800	295,200	375,300
	48	275,500	295,800	376,500
	49	276,200	296,400	377,600
	50	276,800	296,900	378,500
	51	277,300	297,400	379,500
	52	277,800	298,000	380,400
	53	283,800	298,600	381,000
	54	284,300	299,100	381,800
	55	284,800	299,600	382,600
	56	285,300	300,200	383,400
	57	285,800	300,800	384,100
58	286,300	301,300	384,800	

59	286,800	301,800	385,500
60	287,300	302,500	386,100
61	294,200	303,200	386,700
62	294,700	303,900	387,300
63	295,200	304,600	388,000
64	295,800	305,500	388,600
65	296,400	306,400	389,300
66	296,900	307,300	389,800
67	297,400	308,100	390,400
68	298,000	309,000	390,900
69	298,600	309,900	391,300
70	299,100	310,800	391,900
71	299,600	311,600	392,400
72	300,200	312,500	392,700
73	300,800	313,400	393,000
74	301,300	314,300	393,500
75	301,800	315,100	393,900
76	302,500	316,200	394,200
77	303,200	317,300	394,500
78	303,900	318,400	395,000
79	304,600	319,500	395,500
80	305,500	320,600	395,900
81	306,400	321,700	396,200
82	307,300	322,800	396,600
83	308,100	323,900	397,100
84	309,000	325,100	397,500
85	309,900	326,200	397,900
86	310,800	327,300	398,300
87	311,600	328,100	398,700
88	312,500	329,200	399,100
89	313,400	330,300	399,500
90	314,300	331,300	399,900
91	315,100	332,300	400,300
92	316,200	333,300	400,700
93	317,300	334,300	401,100
94	318,400	335,300	401,500
95	319,500	336,500	401,900
96	320,600	337,800	402,300
97	321,700	339,000	402,700
98	322,800	340,200	
99	323,900	341,100	
100	325,100	342,300	
101	326,200	343,400	
102	327,300	344,700	
103	328,100	345,700	
104	329,200	346,600	
105	330,300	347,700	
106	331,300	348,900	
107	332,300	350,000	
108	333,300	351,200	
109	334,300	352,400	
110	335,300	353,400	
111	336,500	354,400	
112	337,800	355,400	
113	339,000	356,500	
114	340,200	357,600	
115	341,100	358,400	
116	342,300	359,500	
117	343,400	360,600	
118	344,700	361,600	
119	345,700	362,300	
120	346,600	363,100	
121	347,700	363,900	
122	348,900	364,600	

	123	350,000	365,200	
	124	351,200	365,700	
	125	352,400	366,200	
	126	353,400	366,700	
	127	354,400	367,300	
	128	355,400	367,800	
	129	356,500	368,300	
	130	357,600	368,800	
	131	358,400	369,200	
	132	359,500	369,600	
	133	360,600	370,200	
	134		370,700	
	135		371,000	
	136		371,500	
	137		371,900	
	138		372,200	
	139		372,800	
	140		373,300	
	141		373,800	
	142		374,300	
	143		374,900	
	144		375,400	
	145		375,900	
	146		376,300	
	147		376,900	
	148		377,400	
	149		377,900	
	150		378,400	
	151		379,000	
	152		379,400	
	153		379,900	
	154		380,400	
	155		381,000	
	156		381,600	
	157		382,200	
	158		382,800	
	159		383,400	
	160		384,000	
	161		384,600	
	162		385,200	
	163		385,800	
	164		386,400	
	165		387,000	
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額			円
				239,700

備考 この表は、療養所、診療所等に勤務する看護師長、助産師、看護師に適用する。

(丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年篠山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

第9条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項の決定による給料月額及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「及び前項の規定による給料月額の決定」に改め、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「から第16条まで、第20条から第25条まで及び第28条」を「、第16条及び第20条から第25条まで」に改め、同条第2項中「及び同条第5項」を「、同条第5項及び第28条第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の95」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波篠山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)  
行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500

54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200

別表第2(第3条関係)  
看護職給料表

職務の級	1級
号給	給料月額
	円
1	207,700
2	209,600
3	211,400
4	213,100
5	214,800
6	216,700
7	218,500
8	220,200
9	221,900
10	223,900
11	225,800
12	227,700
13	229,600
14	231,600
15	233,600
16	235,600
17	240,600
18	242,800
19	245,000
20	247,200
21	249,400
22	250,400
23	251,300
24	252,200
25	253,100
26	254,300
27	255,400
28	256,300
29	257,100
30	257,800
31	258,500
32	259,400
33	260,500
34	261,600
35	262,700
36	263,800
37	264,900
38	266,000
39	267,100
40	268,200
41	269,200
42	270,300
43	271,400
44	272,400
45	273,400
46	274,100
47	274,800
48	275,500
49	276,200
50	276,800
51	277,300
52	277,800
53	283,800
54	284,300
55	284,800
56	285,300
57	285,800
58	286,300

59	286,800
60	287,300
61	294,200
62	294,700
63	295,200
64	295,800
65	296,400
66	296,900
67	297,400
68	298,000
69	298,600
70	299,100

第6条 丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、地域手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条の2 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第24条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第24条の2 パートタイム会計年度任用職員には、前条の規定による報酬の額に100分の4を乗じて得た額を地域手当に相当する報酬として支給する。

第29条第2項中「第6項」を「第9項」に改める。

(丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成11年篠山市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、地域手当」を加える。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条を次のように改める。

(地域手当)

第6条 地域手当は、在勤する全ての職員に支給する。

第7条第1号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加え、「12,000円」を「16,000円」に改める。

(丹波篠山市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 丹波篠山市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例(平成11年篠山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条中「発令の日に受ける給料」の次に「の月額及びこれに対する地域手当の月額の合算額」を加え、「報酬)の月額」を「これらに相当する報酬)」に、「給料の月額」を「給料及びこれに対する地域手当の月額の合算額」に改める。

(丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 丹波篠山市職員の育児休業等に関する条例(平成11年篠山市条例第

40号)の一部を次のように改正する。

第18条の表第29条の2の項中「及び第14条から第16条まで」を「、第14条及び第16条」に、「第14条から第16条まで」を「第14条、第16条」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年篠山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「及び期末手当」を「、地域手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第10条までの規定並びに附則第4項から第10項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(丹波篠山市職員の給与に関する条例(以下この項、次項、第4項及び第6項において「給与条例」という。))による改正後の給与条例(次項において「第1条改正後給与条例」という。)の規定、第3条の規定(丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。))による改正後の任期付職員条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下この項、次項及び第9項において「会計年度任用職員条例」という。))による改正後の会計年度任用職員条例(次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
(号給の切替え)
- 4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において給与条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表第

1に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における公営企業職員の扶養手当に関する経過措置)

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第7条の規定による改正後の丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 8 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第18条の規定の適用については、同条第1号中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

(令和8年3月31日までの間におけるパートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬に関する経過措置)

- 9 切替日から令和8年3月31日までの間における第6条の規定による改正後の会計年度任用職員条例第24条の2の規定の適用については、同条中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 10 第2条改正後給与条例第17条の2第3項の規定は、切替日前に新たに

給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

- 1 1 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1（附則第4項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37

54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98	94			
103	99	95			
104	100	96			
105	101	97			
106	102	98			
107	103	99			
108	104	100			
109	105	101			
110	106	102			

111	107	103			
112	108	104			
113	109	105			

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23
40	28	24
41	29	25
42	30	26
43	31	27
44	32	28
45	33	29
46	34	30
47	35	31
48	36	32
49	37	33
50	38	34
51	39	35
52	40	36
53	41	37
54	42	38

55	43	39
56	44	40
57	45	41
58	46	42
59	47	43
60	48	44
61	49	45
62	50	46
63	51	47
64	52	48
65	53	49
66	54	50
67	55	51
68	56	52
69	57	53
70	58	54
71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61
78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	

ウ 看護職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給
	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46

55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52
61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61
70	62
71	63
72	64
73	65
74	66
75	67
76	68
77	69
78	70
79	71
80	72
81	73
82	74
83	75
84	76
85	77
86	78
87	79
88	80
89	81
90	82
91	83
92	84
93	85
94	86
95	87
96	88
97	89
98	90
99	91
100	92
101	93
102	94
103	95
104	96
105	97

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第3号

丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成11年篠山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の225」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える

第2条 丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 4 号

丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 1 年篠山市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>8 災害応急 作業等手当</p>	<p>日額</p>	<p>7 1 0 円</p> <p>1, 0 8 0 円</p> <p>7 1 0 円</p> <p>ただし、次に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次に定める額（同一の日において、次の各号のいずれにも該当するときは、第 2 号に定める額）を加算</p>	<p>異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防又は道路等において巡回監視の業務に従事した職員</p> <p>異常な自然現象等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査又は消防活動等に従事した職員</p> <p>災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 1 項又は第 2 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で、避難所運営に係る業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した職員</p>
-------------------------	-----------	--	--

		<p>した額とする。</p> <p>(1) 業務が日没時から日出時までの間に行われた場合 当該額の100分の50に相当する額</p> <p>(2) 業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合 当該額の100分の100に相当する額</p>	
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 2 丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成11年篠山市条例第202号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。  
第10条及び第11条を次のように改める。

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

第11条 削除

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第5号

丹波篠山市災害派遣手当等の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員（以下「職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当等は、職員が市の区域内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、職員が市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
市の区域内に滞在した期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円

30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

## 議案第6号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波篠山市職員の給与に関する条例(平成11年篠山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第27条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 丹波篠山市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成11年篠山市条例第202号)第17条第2項第3号及び第4号
- (2) 丹波篠山市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例(平成11年篠山市条例第210号)第4条第1号
- (3) 丹波篠山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成11年篠山市条例第212号)第6条第1号

(丹波篠山市個人情報保護法施行条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 丹波篠山市個人情報保護法施行条例(令和5年丹波篠山市条例第1号)附則第6項及び第7項
- (2) 丹波篠山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年丹波篠山市条例第2号)第52条から第54条まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止

前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（丹波篠山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の丹波篠山市職員の給与に関する条例第27条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第7号

丹波篠山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例

丹波篠山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成11年篠山市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

30年以上 円
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」

を

「

30年以上 35年未満 円	35年以上 円
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の丹波篠山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第 8 号

### 丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、高校生等」を削る。

第 2 条第 7 号中「15 歳」を「18 歳」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 就職により新たに法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の被保険者、組合員又は加入者となった者

イ 婚姻をしている者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者

第 2 条第 8 号を削り、同条第 9 号を同条第 8 号とし、同条第 10 号を同条第 9 号とし、同条第 11 号を同条第 10 号とし、同条第 12 号を削り、同条第 13 号を同条第 11 号とし、同条第 14 号から同条第 21 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「こども、高校生等」を「こども」に、「手続き」を「手続」に改め、「、高校生等保護者」を削り、同項第 4 号中「相当する額」の次に「（前条第 1 項第 2 号及び第 12 号から第 14 号までに該当するものについては、第 2 号及び第 3 号に定める入院療養に係る一部負担金）」を加え、次のただし書を加える。

ただし、15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者の入院以外の療養である場合は、被保険者等負担額に相当する額から保険医療機関等ごとに 1 日につき 800 円を一部負担金（同一の月に同一の保険医療機関等においては 2 回を限度）として控除した額とする。

第 3 条第 1 項第 5 号を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号中「民法」の次に「（明治 29 年法律第 89 号）」を加え、「次号において同じ。」を削り、同項第 3 号を次のように改める。

#### (3) 削除

第 7 条中「、高校生等」を削り、「すでに」を「既に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第1条から第3条まで及び第7条の改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第9号

### 丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

丹波篠山市国民健康保険税条例（平成11年篠山市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.08」を「100分の7.23」に改める。

第4条中「27,600円」を「29,304円」に改める。

第5条第1号中「19,560円」を「20,100円」に改め、同条第2号中「9,780円」を「10,050円」に改め、同条第3号中「14,670円」を「15,075円」に改める。

第6条中「100分の2.94」を「100分の2.97」に改める。

第7条中「11,520円」を「12,000円」に改める。

第7条の2第1号中「7,560円」を「7,848円」に改め、同条第2号中「3,780円」を「3,924円」に改め、同条第3号中「5,670円」を「5,886円」に改める。

第8条中「100分の2.62」を「100分の2.59」に改める。

第9条中「12,360円」を「12,696円」に改める。

第9条の2中「6,000円」を「6,216円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「19,320円」を「20,513円」に改め、同号イ（ア）中「13,692円」を「14,070円」に改め、同号イ（イ）中「6,846円」を「7,035円」に改め、同号イ（ウ）中「10,269円」を「10,553円」に改め、同号ウ中「8,064円」を「8,400円」に改め、同号エ（ア）中「5,292円」を「5,494円」に改め、同号エ（イ）中「2,646円」を「2,747円」に改め、同号エ（ウ）中「3,969円」を「4,121円」に改め、同号オ中「8,652円」を「8,888円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,352円」に改め、同項第2号ア中「13,800円」を「14,652円」に改め、同号イ（ア）中「9,780円」を「10,050円」に改め、同号イ（イ）中「4,890円」を「5,025円」に改め、同号イ（ウ）中「7,335円」を「7,538円」に改め、同号ウ中「5,760円」を「6,000円」に改め、同号エ（ア）中「3,780円」を「3,924円」に改め、同号エ（イ）中「1,890円」を「1,962円」に改め、同号エ（ウ）中「2,835円」を「2,943円」に改め、同号オ中「6,180円」を「6,348円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,108円」に改め、同項第3号ア中「5,5

20円」を「5,861円」に改め、同号イ(ア)中「3,912円」を「4,020円」に改め、同号イ(イ)中「1,956円」を「2,010円」に改め、同号イ(ウ)中「2,934円」を「3,015円」に改め、同号ウ中「2,304円」を「2,400円」に改め、同号エ(ア)中「1,512円」を「1,570円」に改め、同号エ(イ)中「756円」を「785円」に改め、同号エ(ウ)中「1,134円」を「1,178円」に改め、同号オ中「2,472円」を「2,540円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,244円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,140円」を「4,396円」に改め、同号イ中「6,900円」を「7,326円」に改め、同号ウ中「11,040円」を「11,722円」に改め、同号エ中「13,800円」を「14,652円」に改め、同項第2号ア中「1,728円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,880円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,608円」を「4,800円」に改め、同号エ中「5,760円」を「6,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の丹波篠山市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第10号

丹波篠山市下水道条例の一部を改正する条例

丹波篠山市下水道条例（平成11年篠山市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「が専属する」を「を選任する」に改める。

第14条第1項第11号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同項第41号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第11号

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市公営企業の設置等に関する条例（平成11年篠山市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

## 議案第12号

### 丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年篠山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第12条第2項」の次に「（法第31条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後」を削り、「若しくは」を「又は」に、「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科」に、「これに」を「これらに」に改め、「において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年」を「2年」に改め、同条第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「修了した後）、5年」を「修了した後。次号において同じ。）2年6月」に改め、同条第8号中「1年」を「6月」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号中「2年」を「1年6月」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「7年」を「3年6月」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2

項の規程による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
第4条第1項中「第19条第3項」の次に「(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「及び第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目」を「課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「4年」を「2年」に、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同項第3号中「10年」を「5年」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「5年」を「2年6月」に、「7年」を「3年6月」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年」を「4年6月」に改め、同項第5号中「学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者  
第4条第2項を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 篠山市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（平成31年篠山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第3条第8号」を「第3条第10号及び第4条第7号」に改める。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第13号

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第14号

金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により、丹波篠山市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることについて、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指 定 期 間 令和7年10月1日から令和9年9月30日まで
- 2 指定する金融機関 丹波ささやま農業協同組合
- 3 指 定 期 間 令和9年10月1日から令和11年9月30日まで
- 4 指定する金融機関 株式会社 三井住友銀行

令和7年2月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明